

滋賀県農村総合整備事業補助金交付要綱

	滋耕第651号
	滋農村第102号
制定	平成4年2月6日
最終改正	令和5年4月1日
一部改正	平成5年7月28日
一部改正	平成6年6月20日
一部改正	平成7年6月1日
一部改正	平成8年4月1日
一部改正	平成8年10月4日
一部改正	平成9年10月9日
一部改正	平成10年12月11日
一部改正	平成11年4月1日
一部改正	平成12年2月1日
一部改正	平成13年8月3日
一部改正	平成13年10月5日
一部改正	平成15年12月12日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成17年7月1日
一部改正	平成18年4月3日
一部改正	平成18年10月12日
一部改正	平成20年4月1日
一部改正	平成21年4月1日
一部改正	平成22年4月1日
一部改正	平成23年4月1日
一部改正	平成24年8月28日
一部改正	平成25年2月26日
一部改正	平成25年4月1日
一部改正	平成29年5月15日
一部改正	平成30年4月1日
一部改正	令和2年4月1日
一部改正	令和3年4月1日
一部改正	令和4年4月1日
一部改正	<u>令和5年4月1日</u>

(趣旨)

第1条 知事は、農村の総合的な整備に資するため、農村総合整備事業等を実施する事業主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 農村総合整備事業等

別表1および別表2の事業名の欄に掲げる補助の対象とする事業をいう。

(2) 事業主体

農村総合整備事業等を実施する市町、土地改良区、農業協同組合および知事が適当と認める団体をいう。

(事業および補助率等)

第3条 農村整備事業等の事業名、区分、事業種類、事業内容および補助率は、別表1および別表2に定めるとおりとする。

(補助金交付申請の手続)

第4条 補助金の交付を申請しようとする事業主体は、規則第3条に規定する補助金交付申請書(別紙様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 経費の配分および事業計画の概要または事業計画書(別紙様式第2号)
- (2) 収支予算書(別紙様式第3号)
- (3) 役員名簿
- (4) 実施設計書(別紙様式第4号)

2 前項の規定に関わらず、別表2に掲げる事業に係る交付申請書には、同項第3号に規定する書類を添付することを要しない。

3 交付申請書およびその添付書類の提出期限は、毎年度知事が別に定める日までとする。

4 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの(事業主体に係る部分)については、この限りでない。

(変更承認等)

第5条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更承認申請書(別紙様式第5号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 農村総合整備事業等に要する経費の配分の変更(別表1および別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除く。)をしようとする場合
- (2) 農村総合整備事業等に要する内容の変更(別表1および別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除く。)をしようとする場合
- (3) 農村総合整備事業等を中止し、または廃止しようとする場合

2 事業主体は、農村総合整備事業等が予定の期間内に完了しない場合または農村総合整備事業等の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および農村総合整備事業等の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(転用の場合の返還等)

第6条 事業主体は、農村総合整備事業等のうち、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき実施する工種の受益農地が同法第113条の2第2項の規定による工事完了公告があった日(その公告によって工事完了の日が示されたときはその示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地以外の目的に転用された場合には、規則第13条の規定に基づく補助金の額の確定通知で示された単位面積当たりの補助金の額に当該転用の面積を乗じて算出された金額を知事に返還しなければならない。

2 前項の規定により補助金を返還させる場合には、一般土地改良事業の受益地の転用、受益地の開田等の伴う補助金の返還および特例分担金の徴収措置要領(昭和46年3月1日付滋耕第400号)の例により処理するものとする。

(状況報告)

第7条 事業主体は、規則第10条の規定により補助金の交付決定のあった年度の12月末日現在において事業遂行状況報告

書（別記様式第6号）および事業遂行状況（別記様式第7号）を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

ただし、別表2の事業については報告する必要はない。

- 2 第1項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体等に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（工事完了検査）

第8条 事業主体は、農村総合整備事業等事業のうち請負工事および委託業務が完了したときは、滋賀県建設工事検査要領（昭和58年4月30日付滋検第255号）の例により竣工検査を行うものとする。ただし、事業主体の工事検査規定で竣工検査を実施した場合は、この限りではない。

（実績報告）

第9条 規則第12条に規定する実績報告書（別紙様式第8号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の成果・経費の配分および事業計画の概要または事業実績書（別紙様式第2号）
- (2) 補助事業の成果（別紙様式第9号）
- (3) 収支精算書（別紙様式第10号）
- (4) 補助金振分基準表（法に基づき実施する事業）（別紙様式第11号）
- (5) 事業完了写真
- (6) 出来高設計書（別紙様式第4号）

- 2 前項の規定に関わらず、別表2に掲げる事業に係る実績報告書には、同項第2号および第4号から第6号までに規定する書類を添付することを要しない。

- 3 実績報告書およびその添付書類の提出期限は、農村総合整備事業等の完了の日から起算して30日を経過した日または補助金交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の金額が概算払いにより交付された場合の提出期限は、補助金交付決定のあった年度の翌年度の5月10日までとする。

- 4 第4条第4項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 5 第4条第4項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（審査および調査等）

第10条 規則第13条に規定する実績報告書等の審査および現地調査等の実施については、知事が別に定める。

（概算払等）

第11条 事業主体は、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別紙様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定前の着手）

第12条 事業の着手は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号）および農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付2農振第2736号）に基づき実施する事業にあつては、規則第3条、同4条および第4条の規定にかかわらず、事業主体は事前着手承認申請書（別紙様式第14号）を提出し、知事の承認を得て事業着手することができる。

（書類の経由等）

第13条 事業主体は、規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、農村総合整備事業等を行う場所に管轄する市町の長（事業主体の場合を除く。）を経由して、所轄農業農村振興事務所長に提出するものとする。

2 所轄農業農村振興事務所長は、前項の書類を受理したときは、滋賀県地方機関土地改良事業事務取扱要領（昭和48年3月14日付滋耕指第383号）、滋賀県団体営事業等調査（検査）要領（昭和62年2月28日付滋耕第294号、滋農村第192号）の例により処理しなければならない。

3 この要綱に定める書類の提出部数は、別表3に掲げるとおりとする。

（標準処理日数）

第14条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して50日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第15条 補助事業者は、第4条の規定に基づく補助金交付申請書の手続、第5条の規定に基づく変更承認等、第7条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく実績報告、第9条4項及び5項の規定に基づく仕入れに係る消費税等相当額の報告、第11条の規定に基づく概算払等、第12条の規定に基づく交付決定前の着手については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月2日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月23日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

ただし、集落環境基盤整備事業においては、平成5年度に限り、旧様式により実施する。

附 則

この要綱は、平成6年6月20日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年10月8日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年10月9日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年12月11日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月3日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月5日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年12月12日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月12日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
集落基盤再編事業	1 農業生産基盤整備	<p>(1) 農業用排水施設整備事業</p> <p>(2) 農道整備事業</p> <p>(3) ほ場整備事業</p> <p>(4) 農用地開発事業</p> <p>(5) 農地防災事業</p> <p>(6) 客土事業</p> <p>(7) 暗渠排水事業</p> <p>(8) 農用地の改良または保全事業</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付21農振第2453号)第2の1の(2)の①の(エ)および農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付21農振第2454号)別紙4-1の運用1の第1の1に定める事業に基づき実施される事業で、次の内容とする。</p> <p>(1) 農業用排水施設の新設、廃止または変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む）</p> <p>(2) 農道、農道橋、索道または軌道等運搬施設の新設、廃止または変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む）、並びに農道橋等の保全対策</p> <p>(3) 農用地等の区画形質の変更およびこれと相当の関連がある他の工事を一体的として行う事業</p> <p>(4) 農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変換を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止または変更</p> <p>(5) 農用地および農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止または変更</p> <p>(6) 農用地につき行う客土</p> <p>(7) 農用地につき行う完全暗渠の新設または変更</p> <p>(8) (1)～(7)以外の農用地の改良または保全のため必要な事業</p>	<p>事業主体が事業を実施するのに要する次の経費</p> <p>1 工事費</p> <p>事業の欄に掲げる事業に要する工事費</p>	<p>1 事業の区分の欄1の工事費については、その64パーセント以内</p> <p>区分の欄2、3、4の工事費については、その60パーセント以内</p> <p>区分の欄5の工事費については、その50パーセント以内</p>	<p>1 地区相互間の補助金の額の流用</p> <p>2 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p>(1) 事業種類別工事費の増減に伴う補助金の額の変更</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p>(1) 事業量の30パーセントを超える増減</p> <p>(2) 事業種類の新設、変更または廃止</p>
	2 農村生活環境整備事業	<p>(1) 農業集落道整備事業</p> <p>(2) 営農飲雑用水施設整備事業</p> <p>(3) 農業集落排水施設整備事業</p> <p>(4) 農業集落防災安全施設整備事業</p>	<p>(1) 農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備および土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備</p> <p>(2) 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備</p> <p>(3) 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備</p> <p>(4) 農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備</p>				

別表1（第3条関係）

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
		(5) 用地整備事業 (6) 地域農業活動拠点施設整備事業 (7) 集落環境管理施設整備事業 (8) 情報基盤施設整備事業 (9) 市民農園等整備事業 (10) 生態系保全施設等整備事業 (11) 地域資源活用施設整備事業 (12) 施設補強整備事業 (13) 施設環境整備事業 (14) 歴史的土壌改良施設保全整備事業 (15) 施設集約整備事業 (16) 交換分合事業 (17) 集落土地基盤整備事業	(5) ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備 (6) 農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備 (7) 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設およびこれに附帯する施設の整備 (8) 土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備 (9) ほ場の整備その他農用地の改良または保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするもの ① 市民農園整備促進法（平成22年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備およびこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ② 集落農園開設の用に供する農用地およびこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ③ ①または②に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備 (10) ① 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設 ② 農地および土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響を低減するために行う整備 (11) 農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備 (12) 農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強 (13) 農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な補強 (14) 歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持または向上および安全性の確保のために緊急に必要な補強工事およびこれと一体的に整備する施設の整備 (15) 集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去および撤去跡地の整備 (16) 農用地等の交換分合 (17) ほ場整備事業その他農用地の改良または保全のため必要な事業				

別表1（第3条関係）

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	3 保全管理等事業	(1) 高付加価値農業基盤整備事業 (2) 附帯事業 (3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事業 (5) 生態系保全施設整備事業 (6) 遊水地整備事業 (7) 土地改良施設の撤去および跡地整備 (8) 交換分合事業	(1) 高付加価値農業の営農に必要な用水および排水対策等 (2) 本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去または移転 (3) 耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の用地、森林等として利活用するために必要な用地の整備 (4) ① 耕作放棄地等をアまたはイに掲げる農用地として利活用するために行うは場整備その他農用地の改良もしくは保全のために必要な施設の整備 ア 市民農園整備促進法(平成22年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の用に供する農用地 イ 集落農園の用に供する農用地 ② ①に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備 (5) 耕作放棄地等に係る土地における自然環境および生態系保全機能の増進を図るための施設およびこれに附帯する施設の整備 (6) 耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地または土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設およびこれに附帯する施設の整備 (7) 保全管理区域において営農上不要になった土地改良施設の撤去および跡地の整地等の整備 (8) 農用地等の交換分合				
	4 特認事業	特認事業	知事が特に必要と認め、近畿農政局長の承認を得た事業				
	5 実施計画策定事業	実施計画策定事業	農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付21農振第2454号)別紙4-1の運用1の第1の4に定める事業				

別表1 (第3条関係)

事		業		経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
事 業 名	区 分	事 業 種 類	事 業 内 容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業集落排水事業	農村生活環境基盤整備事業	(1) 農業集落排水施設整備事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）第2の1の(2)の①のアの(エ)および農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号）第2の1の(1)の別紙4-1の運用2の第1の2の(1)および(2)および農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号）第2の1および農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号）第2の1の別紙1の第2の1の(1)および(2)および(3)に定める事業に基づき実施される、農業用排水の汚濁防止や農業集落の生活環境の整備および琵琶湖の水質保全や農村地域における資源循環を図るために必要な施設整備	<p>事業主体が事業を実施するのに要する次の経費 （施設の整備及び改築） <u>農山漁村地域整備交付金・農村整備事業 共通</u></p> <p>ア純工事費 イ測量設計費 ウ船舶機械器具費 エ用地費及び補償費 オ全体実施設計費</p> <p>（整備又は改築に必要な調査及び計画の策定） <u>A農山漁村地域整備交付金</u> <u>B農村整備事業</u></p> <p>(1) 賃金 (1) 調査旅費 (2) 報償費 (2) 諸謝金 (3) 旅費 (3) 補償費 (4) 需用費 (4) 請負費 (5) 役務費 (5) 委託費 (6) 委託料 (6) 賃金 (7) 使用料及び賃借料 (7) 共済費 (8) 備品購入費 (8) 需用費 (9) 給料、職員手当等 (9) 役務費 (10) 共済費 (10) 賃借料 (11) 補償費 (11) 備品購入費 (12) 資材購入費 (13) 機械賃料</p>	工事費の60パーセント以内	1 地区相互間の補助金の額の流用	1 事業主体の変更 2 地区ごとに次に掲げる変更 (1) 事業量の30パーセントを超える増減 (2) 事業種類の新設、または廃止
		(2) 農業集落排水施設計画策定等事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）第2の1の(2)の①のアの(エ)および農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号）第2の1の(1)の別紙4-1の運用2の第1の2の(3)および農村整備事業実施要綱（令和3年4月	<p>事業主体が事業を実施するのに要する次の経費 <u>A農山漁村地域整備交付金</u> <u>B農村整備事業</u></p> <p>(1) 賃金 (1) 調査旅費 (2) 報償費 (2) 諸謝金 (3) 旅費 (3) 補償費 (4) 需用費 (4) 請負費</p>	農山漁村地域整備交付金で実施する場合 （ただし、機能診断調査に係る補助額は、一施設当た	1 地区相互間の補助金の額の流用	1 事業主体の変更 2 事業種類の新設、または廃止

			<p>1日付け2農振第2736号)第2の6および農村整備事業実施要領(令和3年4月1日付け2農振第2737号)第2の6の別紙6の第1の1および2および3に定める事業に基づき実施される、農業集落排水施設等の機能診断調査及びその結果に基づき必要な対策方法等を定めた構想計画等の策定</p>	<p>(5) 役務費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 備品購入費 (9) 給料、職員手当等 (10) 共済費 (11) 補償費 (12) 資材購入費 (13) 機械賃料</p>	<p>(5) 委託費 (6) 賃金 (7) 共済費 (8) 需用費 (9) 役務費 (10) 賃借料 (11) 備品購入費</p> <p>ただし、農村整備事業実施要領(令和3年4月1日付け2農振第2737号)第2の6の別紙6の第1の1および2の事業においては、(1)～(5)に限る。</p>	<p>り200万円、構想策定に係る補助額は、一市町当たり800万円をそれぞれ上限とする)</p> <p>農村整備事業で実施する場合定額(上限なし)</p>		
--	--	--	--	---	---	---	--	--

別表1 (第3条関係)

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業内容の変更
		(3) 農業集落排水施設整備事業（污水处理施設整備交付金）	地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付28農振第130号）の交付対象となる、農業用排水の汚濁防止や農業集落の生活環境の整備および琵琶湖の水質保全を図るために必要な施設整備	事業主体が事業を実施するのに要する次の経費 1 工事費 事業の欄に掲げる事業に要する工事費	工事費の10パーセント以内	1 地区相互間の補助金の額の流用	1 事業主体の変更 2 地区ごとに次に掲げる変更 (1) 事業量の30パーセントを超える増減 (2) 事業種類の新設、または廃止

別表1（第3条関係）

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
中山間地域 総合整備事業	1 農業生産 基盤整備事業	(1) 農業用排水施設 整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農地防災事業 (6) 客土事業 (7) 暗渠排水事業 (8) 農用地の改良または 保全事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付21農振第2453号)第2の1の(2)の①のアの(エ)および農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付21農振第2454号)別紙4-1の運用1の第1の2に定める事業に基づき実施される事業で、次の内容とする。 農業用排水施設の新設、廃止または変更 農道、農道橋、索道または軌道等運搬施設の新設、廃止または変更、並びに農道橋等の保全対策 農用地等の区画形質の変更およびこれと相当の関連がある他の工事を一体的として行う事業 農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変換を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止または変更 農用地および農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止または変更 農用地につき行う客土 農用地につき行う完全暗渠の新設または変更 (1)～(7)以外の農用地の改良または保全のため必要な事業	事業主体が事業を実施するのに要する次の経費 1 工事費 (1)純工事費 (2)測量設計費 (3)船舶機械器具費 (4)用地費および補償費 (5)換地費 2 交換分合事業費	工事費の69パーセント以内 ただし、区分の欄2、欄3および欄4の工事費については、その65パーセント以内	1 地区相互間の補助金の額の流用	1 地区ごとに次に掲げる変更 (1) 事業種類の新設または廃止 (2) 総事業費の10パーセント以上の増減（物価または労賃の変動によるものを除く） (3) その他主要工事の著しい変更
	2 農村生活 環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 (3) 農業集落排水施設整備事業 (4) 農業集落防災安全施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 活性化施設整備事業 (7) 集落環境管理施設整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備および土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 ほ場整備等により創出された非農用地の整備および農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備 農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設およびこれに附帯する施設の整備				

別表1（第3条関係）

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
		(8) 交流施設基盤整備事業 (9) 情報基盤施設整備事業 (10) 市民農園等整備事業	<p>農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備およびこれに附帯する施設の整備</p> <p>土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備</p> <p>ほ場の整備その他農用地の改良または保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするもの</p> <p>① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の用に供する農地の整備およびこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>② 集落農園開設の用に供する農用地およびこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>③ ①または②に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備</p>				
		(11) 生態系保全施設等整備事業	<p>① 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備およびその周辺環境の美化を図るための修景施設</p> <p>② 農地および土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響を低減するために行う整備</p>				
		(12) 地域資源利活用施設整備事業	農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備				
		(13) 施設補強整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強				
		(14) 施設環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修				
		(15) 歴史的な土地改良施設保全整備事業	歴史的な土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持または向上および安全性の確保のために緊急に必要な補強工事およびこれと一体的に整備する施設の整備				
		(16) 施設集約整備事業	集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去および撤去跡地の整備				
		(17) 交換分合事業	農用地等の交換分合				
		(18) 集落土地基盤整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良または保全のため必要な事業				

別表1（第3条関係）

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
中山間地域 総合整備事業	3 保全管理 等事業	(1) 高付加価値農業基 盤整備事業 (2) 附帯事業 (3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事 業 (5) 生態系保全施設整 備事業 (6) 遊水地整備事業 (7) 土地改良施設の撤 去および跡地整備 (8) 交換分合事業	高付加価値農業の営農に必要な用水および排水対策等 本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去または移転 耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の用地、森林等として利活用するために必要な用地の整備 ① 耕作放棄地等をアまたはイに掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良もしくは保全のために必要な施設の整備 ア 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の用に供する農用地 イ 集落農園の用に供する農用地 ② ①に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備 耕作放棄地等に係る土地における自然環境および生態系保全機能の増進を図るための施設およびこれに附帯する施設の整備 耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地または土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設およびこれに附帯する施設の整備 保全管理区域において営農上不要になった土地改良施設の撤去および跡地の整地等の整備 農用地等の交換分合				
	4 特認事業	特認事業	知事が特に必要と認め、近畿農政局長の承認を得た事業				

別表1（第3条関係）

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
地域用水環境整備事業	地域用水環境整備事業	地域用水等事業	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号。以下「実施要領」という。）に基づき実施される事業で、次の要件を満たしているものとする。</p> <p>1. 実施要領別紙2の第2の4の地域用水環境整備事業であること。</p> <p>2. 水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理または整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する実施要領別紙2の運用5の第1の1(1)のアからキに掲げる施設の整備を総合的に行うものであること。</p> <p>3. 特に必要とする場合にあっては、実施要領別紙2の運用5の第1の1(2)のイからエに掲げる施設の整備を単独で行うことができるものとする。</p> <p>4. 実施要領別紙2の運用5の第3の1の要件を満たすものであること。</p>	<p>事業主体が事業を実施するのに要する次の経費</p> <p>工事費</p> <p>(1)純工事費</p> <p>(2)測量設計費</p> <p>(3)船舶機械器具費</p> <p>(4)用地費及び補償費</p> <p>(5)全体実施設計費</p>	<p>工事費の65パーセント以内</p> <p>ただし小水力発電整備に係るものについては75パーセント以内</p>	<p>1 地区相互間の補助金の額の流用</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p>(1) 総事業費の30パーセントを超える増減</p> <p>(2) 事業種類の新設、変更または廃止</p> <p>3 事業計画区域の著しい変更</p>

別表1（第3条関係）

事業				経費	補助率	重要な変更	
事業名	区分	事業種類	事業内容			経費の配分の変更	事業の内容の変更
小水力等地域資源活用促進事業	小水力等農村地域資源活用促進事業	小水力等再生可能エネルギー導入支援事業	<p>農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け制定23食産第4049号。以下「実施要綱」という。）および小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2114号。以下「実施要領」という。）に基づき実施される事業で、次の要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 実施要領第2の1の(1)「導入可能性調査支援事業」、(2)「概略設計支援事業」、(3)「基本設計支援事業」または(4)「協議・手続支援事業」であること。</p> <p>(2) 導入可能性調査支援事業を実施する場合には、当該事業の実施により、土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設等に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の導入が見込まれること。</p> <p>(3) 概略設計支援事業または基本設計支援事業を実施する場合には、当該事業終了後、速やかに、土地改良施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備または更新を予定していること。</p> <p>(4) 協議・手続支援事業を実施する場合には、土地改良施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備若しくは更新を実施していることまたは実施することが見込まれること。</p>	<p>事業主体が事業を実施するのに要するもので、実施要領第2の6(1)に定められた次の経費</p> <p>(1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託費 (6) 使用料および賃借料 (7) 物品・備品購入費 (8) 共済費 (9) 補償費 (10) 資材等購入費 (11) 機械賃料</p>	経費の欄に掲げる経費について定額補助	地区ごとの総事業費の変更	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業種類の新設、変更または廃止</p>

別表2 (第3条関係)

事業名	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
農村総合整備計画推進実施計画策定事業	市町が行う農村総合整備事業実施計画の作成に要する経費	経費の50パーセント以内	計画区域ごとに当該経費の30パーセントを超える増減	1 計画地域の変更 2 計画主体の変更
農村総合整備計画推進実施計画指導推進事業	市町が行う農村総合整備事業の指導推進に要する費用	経費の50パーセント以内	計画区域ごとに当該経費の30パーセントを超える増減	
農村地域整備計画策定調査計画事業	市町が行う農村地域整備計画の作成に要する経費	経費の50パーセント以内	計画区域ごとに当該経費の30パーセントを超える増減	実施集落の変更
農村総合整備等実施計画事業	市町が行う農村総合整備等実施計画の作成する経費	経費の50パーセント以内	計画区域ごとに各費目の20パーセントを超える増減	事業項目の変更または廃止
中山間地域総合整備実施計画策定事業	市町が行う中山間地域総合整備実施計画の作成に要する経費	経費の50パーセント以内 ただし、離島、振興山村、過疎地域または特定農山村地域において行うものにあつては、55パーセント以内	計画区域ごとに当該経費の20パーセントを超える増減	1 計画地域の変更 2 計画主体の変更
農村活性化住環境整備基本計画策定調査費	市町が行う農村活性化住環境整備基本計画策定調査に要する経費	経費の2/3以内	計画地区ごとに当該経費の20パーセントを超える増減	事業実施地域の変更
農村活性化住環境整備実施計画策定事業	市町が行う農村活性化住環境整備実施計画の作成に要する経費	経費の2/3以内	計画地区ごとに当該経費の20パーセントを超える増減	1 計画地区の変更 2 計画主体の変更
美しいむらづくり基本構想策定費	市町が行う美しいむらづくり基本構想策定に要する経費	経費の50パーセント以内	計画地区ごとに当該経費の20パーセントを超える増減	事業実施地域の変更

別表2 (第3条関係)

事業名	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
高齢者・障害者アメニティの里づくり計画策定事業	市町が行う高齢者・障害者アメニティの里づくり計画策定事業基本計画及び整備実施計画に要する経費	経費の50パーセント以内	各費目の20パーセントを超える増減	事業実施地域の変更及び事業項目の変更または廃止
農業農村環境整備実施調査計画策定事業 ・農村環境整備計画 ・実施計画 地域環境整備事業計画	市町が行う農村環境整備計画および実施計画の策定に要する経費 市町が行う地域環境整備事業計画の作成に要する経費	経費の50パーセント以内 経費の50パーセント以内	各費目の30パーセントを超える増減 各費目の30パーセントを超える増減	事業項目の変更または廃止 事業項目の変更または廃止
水環境整備事業実施計画	市町が行う水環境整備事業実施計画の作成に要する経費	経費の50パーセント以内	各費目の30パーセントを超える増減	事業項目の変更または廃止
自然環境保全整備事業基本計画	市町が行う自然環境保全整備事業の基本計画作成に要する経費	経費の75パーセント以内 ただし、本事業における保全対象動植物が希少種等の特に保全の必要と認めるものについては、80パーセント以内	各費目の30パーセントを超える増減	事業項目の変更または廃止
地域用水機能増進事業基本計画	市町が行う地域用水機能増進事業の基本計画の作成に要する経費	経費の50パーセント以内	各費目の30パーセントを超える増減	事業項目の変更または廃止

別表3（第13条関係）

※別表1の場合

提出部数表

番 号	名 称	提 出 部 数			摘 要
		事務所 へ	県へ	計	
様式第1号	補助金交付申請書	1	—	1	
様式第2号	経費の配分及び事業計画の概要	(1) 1	(2) —	(3) 1	()は近畿農政局用で外 数
様式第3号	収支予算書	1	—	1	
様式第4号	実施設計書 変更設計書 出来高設計書	1	—	1	
様式第5号	変更承認申請書	1	—	1	
様式第6号	遂行状況報告書	1	1	2	
様式第7号	事業等遂行状況	1	1	2	
様式第8号	実績報告書	1	—	1	
様式第2号	補助事業の成果・ 経費の配分及び事業計画の概要	(1) 1	(2) —	(3) 1	()は近畿農政局用で外 数
様式第9号	補助事業の成果	(1) 1	(2) —	(3) 1	()は請負および竣工 検査調書、財産管理台 帳のみで近畿農政局 用で外数
様式第10号	収支精算書	1	—	1	
様式第11号	補助金振分基準表	1	—	1	土地改良法に基づき 実施する事業
様式第12号	仕入れに係る消費税等相当額報 告書	1	1	2	必要に応じて
様式第13号	補助金概算払請求書	1	—	1	
様式第14号	事前着手承認申請書	1	1	2	必要に応じて

別表 3 (第 13 条関係)

※別表 2 の場合

提出部数表

番 号	名 称	提 出 部 数			摘 要
		事務所 へ	県へ	計	
様式第 1 号	補助金交付申請書	1	—	1	
様式第 2 号	経費の配分及び事業計画の概要	(1) 1	(2) —	(3) 1	()は近畿農政局用で外 数
様式第 3 号	収支予算書	1	—	1	
様式第 5 号	変更承認申請書	1	—	1	
様式第 6 号	遂行状況報告書	1	1	2	
様式第 7 号	事業等遂行状況	1	1	2	
様式第 8 号	実績報告書	1	—	1	
様式第 2 号	補助事業の成果・ 経費の配分及び事業計画の概要	(1) 1	(2) —	(3) 1	()は近畿農政局用で外 数
様式第 10 号	収支精算書	1	—	1	
様式第 12 号	仕入れに係る消費税等相当額報告書	1	1	2	必要に応じて
様式第 13 号	補助金概算払請求書	1	—	1	
様式第 14 号	事前着手承認申請書	1	1	2	必要に応じて